

## 自動販売機の設置に係る貸付契約書

貸主 中津市長（以下「甲」という。）と借主

（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、下記物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

- （1）所在地
- （2）名称
- （3）面積等

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用に供することを目的として使用するものとする。

2 乙は、前項の使用目的を変更してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、円（3ヵ年分）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、甲の発行する納入通知書により、その年度に属する貸付料を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（メーターの設置）

第6条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用料を計測するメーターを設置しなければならない。ただし、メーターを設置し難い場合は、甲の承認を受け設置しないこともできるものとする。

（電気使用料）

第7条 乙は、甲に対し、自動販売機に掛かる電気使用料を支払わなければならない。

(1) 子メーターを設置した場合

自動販売機の電気使用量に基づき算定した電気料を甲が毎月発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

(2) 子メーターを設置しない場合

自動販売機の1時間あたり消費電力量に基づき算定した1年分の電気料を甲が発行する納入通知書により第5条の「貸付料」と併せて納入しなければならない。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用並びに第6条に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。ただし、第14条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約の締結後、貸付物件について数量の不足等契約の不適合があった場合においても、修理や代替物引渡し等の履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約を解除することができない。

(管理義務)

第11条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(禁止事項)

第12条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を第3条に規定する使用目的以外に使用すること。
- (2) 貸付物件につきその賃借権を第三者に譲渡すること。
- (3) 貸付物件の全部若しくは一部を転貸、又は他の権利を設定すること。
- (4) 酒類を販売すること。

(通知義務)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

2 乙は、乙の名称、所在地、代表者又は設置している自動販売機の機種に変更があったときは、直ちに文書により甲に通知しなければならない。

(貸付の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を公用又は公共用に供することが決定したとき、又は当該施設を廃止するときは、本契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第15条 乙は、貸付期間が満了する日までに、前条の規定により契約を解除されたときは甲の指定する期日までに、原状に回復し、返還しなければならない。

2 乙は、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第14条第2項の規定により甲が本契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(貸付料の返還)

第17条 甲は、貸付期間の中途において、乙の責めに帰す事のできない事由により契約を解除するときは、すでに乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を乙に返還するものとし、返還する貸付料は、月割計算によるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第18条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(請求権の放棄)

第19条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第14条第1項の規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用の支出があっても甲に請求することができない。

(実績報告)

第20条 乙は、自動販売機ごとの販売実績(販売本数・金額)を任意の様式により、毎年5月末までに甲に報告するものとする。

(遵守事項)

第21条 乙は、この契約に定めるもののほか、「中津市自動販売機設置事業者募集要項」を遵守するものとする。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、貸付料の支払等本契約に基づく貸付人甲に対する借受人乙の一切の債務について保証し、借受人乙と連帯して履行の責を負う。

(疑義の決定)

第23条 この契約に定めていない事項若しくはこの契約に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲・乙・連帯保証人各自記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

中津市豊田町14番地3

中津市長 奥塚正典

乙 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名